

## 特集

## 民法（相続関係）の改正と金融機関実務への影響

2018年7月に民法（相続関係）等の改正法案が成立し、公布されました。相続分野における民法の改正は40年ぶりとなります。

### ■主な改正項目

今回の主な改正項目は次のとおりです。

#### <遺言制度の見直し>

- ◎自筆証書遺言の方式緩和
- ◎自筆証書遺言の保管制度の創設
- ◎遺言執行者の権限の明確化

#### <配偶者居住権の創設>

- ◎配偶者短期居住権の創設
- ◎配偶者居住権の創設

#### <遺産分割に関する見直し>

- ◎預貯金の仮払い制度の創設
- ◎夫婦間の自宅の贈与等を保護する制度の創設

#### <遺留分制度の見直し等>

- ◎遺留分制度の見直し
- ◎相続人以外の者の貢献を考慮するための制度の創設

以下では、これらの改正項目のうち金融機関実務、特に預貯金関連業務（被相続人名義の預貯金の払戻し・口座名義の変更など）に影響を及ぼす項目にフォーカスして考察してみました（あくまでも一般論として解説します。具体的な手続きなどにつきましては、本部からの通達等に従ってください

い）。なお、今後公布される政省令等の内容によっては、以下の説明とは異なる対応が求められる可能性もあります。今後の報道等にご注意ください。

\*改正内容の詳細に関しましては、近日中にリリースする当社ビデオライブラリーで紹介させていただく予定です（文末の「ビデオライブラリー」リリースのお知らせをご覧ください）。

### ■自筆証書遺言の方式緩和

現行の民法では、自筆証書遺言の要件として、「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、押印すること」が求められており、遺言書の本文に添付される財産目録に関してもすべて自筆で記載する必要があります。これが今回の改正により、財産目録に限りパソコンで作成したものや登記事項証明書・預金通帳のコピーを添付するなどの方法が認められるようになりました。ただし、添付する別紙の全てのページに遺言者が署名・押印する必要があります。

#### ◆実務上の注意点

- ◎方式緩和について担当者への周知徹底（自筆でない財産目録が添付された遺言が提示されても

無効と扱わないこと）。

- ◎自筆でない財産目録の全ページに遺言者の署名・押印があることを確認すること（全ページに署名・押印がないと無効となる可能性あり）。

#### ◆施行日との関係

この改正の施行日は2019年1月13日ですので、遺言の作成日が同日以降のものであることを確認してください（それ以前の遺言では、財産目録も含めすべて自書が必要となります）。

### ■自筆証書遺言の保管制度の創設

現行制度では、自筆証書遺言は遺言者の家で保管するか、弁護士等が保管するのが一般的です。そのため、遺言書の存在を隠しておくことができる反面、日付や署名・押印などに関する方式不備や、紛失・変造などのおそれがあり、後日その存在や有効性をめぐって紛争が生じやすいという問題点がかねてから指摘されていました。

このような状況を背景として、今回、自筆証書遺言の原本を法務局に保管する制度が創設されました。

制度の概要を確認しておきまし

よう。

この制度を利用するためには、遺言者は法務省令で定める様式で自筆証書遺言を作成する必要があります。法務局では、遺言の保管申請を受けると、本人確認のうえ方式不備などの審査を行います。

この審査の都合上、法務省令で定める様式で遺言を作成する必要があります。また、この保管制度を利用した場合、家庭裁判所での検認は不要となります。

なお、遺言者の死亡後は、相続人等の請求により「遺言書情報証明書」が公布されます。遺言書情報証明書とは、遺言書の内容や保管情報などを証明する書面です。遺言書の原本は法務局から引出すことができませんので、実務的には、この遺言書情報証明書が遺言書の原本に置き換わる形になります。

#### ◆金融機関実務におけるメリット

◎通常、検認手続きには概ね1ヶ月～2ヶ月程度必要であるが、この検認手続きが不要となるため、遺言執行までの時間が短縮される。

◎遺言が法務省令で定める様式で作成され、かつ、法務局において方式のチェックが行われるので、基本的に「方式不備により無効とされる」ことがなくなる。

#### ◆実務上の注意点

◎相続人等から提出を受けるべき確認書類が、「遺言書の原本」から「遺言書情報証明書」になる。  
\*戸籍謄本や法定相続情報証明制度に基づく「法定相続情報一覧図の写し」など、「被相続人の死亡と、誰が相続人であるかを確定するための書類」は従来通り必要。

#### ◆施行日との関係

自筆証書遺言の保管制度は、2020年7月までに施行される予定です。他の改正項目に比べ、1年ほど施行が遅くなります。

### ■遺言執行者から預貯金の払戻し請求があった場合

遺言執行者から被相続人名義の預貯金の払戻し請求がなされた場合、現行では概ね次のように取り扱われています。

(ア) 遺言に遺言執行者の預貯金払戻し権限が明記されている場合

基本的に遺言に書かれたとおり、執行者に払戻します。

(イ) 遺言に遺言執行者の預貯金払戻し権限が明記されていない場合

遺言で指定された相続人の同意が必要とされます。遺言の内容が相続人以外への遺贈である場合には、受遺者の同意が必要になります。

#### ◆改正後の対応

上記(ア)の場合には、今回の改正による大きな変更はありません。現行どおり、執行者に払戻すこととなります。

一方、(イ)の場合には、預貯金が「特定財産承継遺言」の対象となっているかどうかをチェックする必要があります。「特定財産承継遺言」とは、いわゆる「相続させる」という表現によって、「特定の財産を特定の相続人に取得させることを指定する」遺言のことをいいます。例えば、「A銀行の預金を長男に相続させる」などです。この場合には、今回の改正により遺言執行者が払戻しを受ける権限があると明確化されましたので、遺言に従って払戻すこととなります(遺言で指定された相続人の同意は必要ありません)。

\*遺言執行者が指定されていても、原則として、預貯金に関して「特定の相続人に相続させる」という表現がなされていない(特定財産承継遺言に該当しなければ)、基本的に変更はなく、預貯金の払戻しに際して相続人の同意が必要となります。

#### ◆実務上の注意点

◎請求者が正当な遺言執行者であることを確認すること。  
◎遺言執行者の権限や、預貯金に関して「相続させる」という表現が使われているか(特定財産承継遺言に該当するか)などを確認すること。

#### ◆施行日との関係

この改正は2019年7月までに施行されます。施行日以降に作成された遺言であるかどうかを確認してください(相続の開始日が施行日以後であっても、遺言の作成日が施行日前であれば適用されません)。

### ■遺産分割前の預貯金の仮払い制度

預貯金の仮払い制度は、「相続預貯金の払戻しは、遺産分割後か、共同相続人全員の同意がない限り行えない」という現行実務の例外的な対応となります。今回の改正の中で、金融機関実務に最も大きな影響を与える項目であると言われており、各金融機関で厳格な手続きを定めて取り扱うことになると考えられます。

#### ◆仮払いを受けるための方法

(ア)「家庭裁判所の審判により仮払いを求める方法」

仮払いを求める相続人が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が交付した「仮払いを必要と認める審判書」を持参すれば、金融機関はそれに従ってその名宛人である相続人に対して仮払いすることとなります。名宛人とは、審判書で「この人に支払え」と書かれている人のことをいいます。実務的には、その審判書を持参した人が名宛人本人であることさえ確認できればよいということになります。

(イ)「相続人が単独で金融機関に仮払いを求める方法」

この制度は、各相続人が単独で金融機関に請求することにより、被相続人名義の預貯金の一部の仮払いを受けることができるというものです。仮払いできる金額は、金融機関ごとに「相続開始時の被相続人名義の預貯金の額（名寄せ後の金額）×3分の1×各相続人の法定相続分」で計算される金額の範囲内で、かつ、法務省令で定める上限額までの金額となります（この上限額はまだ公表されていません）。金融機関としては、上限額の範囲内であれば仮払い請求に応じる義務があります。保守的に低めの額を支払えばよいというわけではありません。

#### ◆実務上の注意点

- ◎仮払い請求人の法定相続分を確認すること（相続人が誰であるか、法定相続分がいくらであるかを戸籍謄本、法定相続情報一覧図の写し等で確認）。
- ◎仮払い請求人に対し、上限額の計算根拠などをきちんと示すこと（法定の上限額までは仮払い請求に応じる義務があるため、上限額がいくらであるかなどの計算根拠を示せるような体制整備が必要）。
- ◎上限額を超えた部分は、従来どおり「相続人全員の同意がないと支払えない金額」であるので、過払いがないように注意すること。

#### ◆検討課題

今後の検討課題として、仮払い請求があった預貯金に関して遺産分割が完了しているかどうかの確認という問題があります。

この制度は、あくまでも「遺産分割前に預貯金の一部の仮払いを認める制度」です。ですから、厳密に言えば、仮払い請求を受けた

預貯金に関して遺産分割が完了しているかどうかの確認が求められるものと思われます。基本的に、遺言や遺産分割協議書があれば遺産分割協議が完了していることを確認することができますが、完了していないことを確認するためには、遺言や遺産分割協議書が存在しない（遺産分割協議が成立していない）ことを確認しなければなりません。

これらが存在しないことの確認をどこまで厳密に行うべきなのか、例えば、共同相続人全員から同意書等の書面を取り付ける必要があるのかなどについて、法改正の趣旨と照らし合わせて、今後注意深く検討する必要があるものと思われます。

#### ◆施行日との関係

この改正は、2019年7月までに施行される予定ですが、施行日前に開始した相続についても施行日以降は仮払い請求を行うことができます。このため、施行日即日から仮払い請求に対応できる態勢を事前に整えておく必要があります。

#### ■遺留分減殺請求がある場合

現行制度では、遺留分権利者が遺留分の減殺請求をすると、贈与や遺贈、特定財産承継遺言により指定された“特定の財産”（例：不動産、自社株など）は、その遺留分を侵害している額を限度に効力を失い、原則として遺留分権利者のものになります。しかし、その“特定の財産”が物理的に分割され、遺留分権利者に引き渡されるなど、減殺請求が解決するまでの間は、その特定物を取得した相続人等と遺留分権利者との共有状態になってしまいます。“特定の財産”が相続預貯金である場合も同様に、遺留分侵害額が確定するまでの間は、共有者となる遺留分権利者の同意がないと払戻しできない事態が発生してしまいます。

#### ◆改正後の取扱い

改正後は、遺留分権利者は遺留分侵害額相当額の金銭債権（金銭支払い請求権）を持つこととなります。例えば、不動産や自社株など“特定の財産”の一部を引き渡すのではなく、遺留分侵害額相当額の金銭を支払えばよいということになります。“特定の財産”が預貯金の場合には、金銭の支払い原資がその預貯金である必要はないため、相続預貯金が共有状態になることはありません。従って、相続預貯金はすべて遺贈や特定財産承継遺言で指定された相続人の財産となります。

参考までに、現行の「遺留分減殺請求」という用語は、改正後は「遺留分侵害額請求」に変わります。

#### ◆実務上の注意点

遺言に基づく預貯金の払戻しの際に、従来行われている「遺留分の侵害があるかどうかの確認」や、「遺留分侵害額請求の有無の確認」をすることなく、遺言書どおりに支払うことができるようになります。遺留分権利者の同意の取り付けなどの不要な手続きのために、お客様に余計な時間や手間をおかけしないようにしましょう。

#### ◆施行日との関係

この改正は、2019年7月までに施行されますが、施行日以降に開始する相続が適用対象になります。施行日前に開始した相続については、従来どおりの取扱いになります。

#### ■ビデオライブラリー「相続法改正の概要（速報版）」リリースのお知らせ

アーティス総研では、今回の民法（相続関係）等の改正の概要を解説したビデオ教材「相続法改正の概要（速報版）」を10月にリリースする予定です。ご興味がありましたら、営業担当者またはお近くの本支店までご連絡ください。

# アーティストからのお知らせ

各種サービスにご関心をお持ちの方は、営業担当者またはお近くの本支店までご連絡ください。

## ○ ビデオライブラリー

「税制シリーズ（4タイトル）」、「業務スキル-I（4タイトル）」、「資産運用の基礎（5タイトル）」、「つみたてNISA 制度上の留意点」、「業務スキル-II（高齢者対応などの2タイトル）」に加え「個人型確定拠出年金～iDeCo～の概要」をリリースしました。また、「相続法改正の概要（速報版）」、「業務スキル-III（投信セールスに向き合おう、法人営業力UPセミナーの2タイトル）」を近日中にリリース予定です。いずれも金融機関の皆さまに役立つスキルや業務上のヒント、手がかりをスマホなどで気楽に楽しみながら掴んでいただくことを目的としています。（各タイトル視聴時間は30分～80分程度） 近日中に100タイトルまで充実させる予定です。

## ○ WebGuide® - 自己啓発講座等の掲示・紹介ポータルサイト -

インターネットまたはイントラネット上で各種eラーニング・通信教育・研修等の講座の案内、申込、申込一括集計、支払、受講者管理・集計などが可能なWebサービスです。ご利用企業の費用負担はありません。研修担当者の皆様は、各主催会社の講座について、企業様ごとの独自の分類と受講者向けメッセージを登録した上で受講者に公開します。受講者はサイト上で各講座の検索・比較・申込ができます。4月にサービス開始以来、既に10社超の金融機関の皆様にてご利用いただいています。

## ○ IQS - 人材育成プログラムを支援するシステム -

eラーニング講座や通信講座の履修、公的・民間・社内資格の取得、集合研修の受講、業務スキルの修得レベル、昇給・昇格条件としてのポイント、能力・業績考課等を社員属性ごとに必須要件として設定し、それらの充足状況の多次元分析を可能にすることで人材育成を支援するものです。また要件の充足と業績の相関分析なども可能になります。単独での利用の他、DCAMやWebトレーナーなど当社の他のシステムと同一のプラットフォーム上でもご利用いただけます。

## ○ RPA ベースのロボサービスの開始

以下の1と2のRPAロボサービスを提供開始いたしました！

### 1. 「P.I. ロボ」・・・資産相続 (Property Inheritance) 支援ツール

相続税の計算、対策としての生前贈与、生命保険の活用に伴う多くの複雑なロジックと計算をRPAで自動化し簡便化することで、顧客提案を支援する強力なツールとして提供いたします。具体的には、①相続税の概算値と②税の軽減効果を最大化する生前贈与額の自動計算を行った上で、③対応する生命保険の選択を行えば、相続税非課税枠や保障効果、資産運用効果と生前贈与の税軽減効果などを併せた計算結果を提示することができます。当社ならではの正確なロジックと迅速な制度対応力に裏付けられたツールです。

### 2. 「L.P. ロボ」・・・ライフプラン作成ツール（特許取得済）

自分のライフステージに関係のないイベントを含め、多くの画面と入力ステップを経て作成する従来のライフプランシミュレーションは、長時間を要し面倒で退屈なものでした。当社が5月より案内を開始しましたLPロボは、一画面上でシミュレーションプロセスが完了します。自分のライフステージに対応したイベントのみ選択可能で、イベントごとに入力が終了すると、瞬時にその内容が収入、支出と金融資産残高に反映されます。ライフプランイベント表は自動作成されシミュレーション結果も合わせて印刷可能となっております。また8月には生命保険必要保障額計算機能も加わる予定です。

### 3. 「ファンドロボ」・・・投資信託販売支援ツール

面談（顧客）カードが作成されていない場合でも簡単な質問に基づいて、顧客の属性や資金性格に適合したポートフォリオの構築・リバランスや、売買候補銘柄の分析をRPA処理することで高度にロジカルな提案とその根拠の表示を可能にしたツールです。投信評価機関として当社が提供している投信情報(FICOM)と有機的に一体化することで、皆様の取扱ファンド全てを対象とした分析と意思決定の支援を行うことができます。

## お問い合わせ

アーティスト株式会社 <http://www.artis.co.jp> [info89@infobank.co.jp](mailto:info89@infobank.co.jp)

[本社：営業本部]	東京都港区南青山 1-2-6 ラティス青山スクエア	tel：03-5410-9301
[仙台支店]	宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30	tel：022-721-2051
[名古屋支店]	愛知県名古屋市中区錦 3-5-31 ジブラルタ生命名古屋錦ビル	tel：052-253-7105
[大阪支店]	大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-24 新大阪第一生命ビルディング	tel：06-6152-8021
[福岡支店]	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-3-7 シティ 21 ビル	tel：092-418-7325

